

令和 8 年熊本地震に係る熊本県への支援状況（8 月 28 日現在）

※下線部分は新たな情報です。

1 職員等の派遣

(1) 対^{たいこう}口支援に基づく取組（八代市）

① 避難所等の運営支援

八代市内の避難所等の運営支援のため、次のとおり職員を派遣

- ・ （第 1 陣）8 月 1 日～ 10 名／週（内訳：県のみ）
8 月 4 日～ 27 名／週（内訳：県 15 名、市町村 12 名）
- ・ （第 2 陣）8 月 7 日～ 35 名／週（内訳：県 20 名、市町村 15 名）
- ・ （第 3 陣）8 月 14 日～ 38 名／週（内訳：県 20 名、市町村 18 名）
- ・ （第 4 陣）8 月 21 日～ 33 名／週（内訳：県 20 名、市町村 13 名）
- ・ （第 5 陣）8 月 28 日～ 34 名／週（内訳：県 20 名、市町村 14 名）

※ 県職員延べ派遣人数 95 名

（ <市町村 14 名の内訳>（第 5 陣）
鹿児島市（3）、枕崎市（2）、南さつま市（3）、
姶良市（4）、湧水町（2） ）

※ 対口支援とは、被災自治体ごとに応援自治体を割り当てて支援を行うもの。

(2) 消防・救急関係

① 緊急消防援助隊

- ・ 消防活動支援のため、各市町村消防本部等と調整の上で、41 隊 133 名を派遣（7/28～）。八代市（日本製紙八代工場）、嘉島町（イオンモール熊本）を中心に活動
- ・ 現地の状況等を踏まえ、8/2 までに 33 隊 110 名が引揚げ。8 隊 23 名が転院搬送、避難所見守りなどの活動を実施
- ・ 8/10 以降は、3 隊 9 名が引揚げ。5 隊 14 名が現地消防の負担軽減のため夜間の救急活動などを実施
- ・ 8/13 の消防庁の引揚げ決定通知を受け、8/14 に全隊引揚げ

(3) 医療・福祉関係

① D M A T（災害派遣医療チーム）

- ・ 病院での診療支援等のため、医療機関等と調整の上で、11 隊を派遣（7/28～）、追加で 7 隊を派遣（7/30～）。八代市を中心に活動。現地の状況等を踏まえ、8/2 までに全隊が活動終了
- ・ 更なる派遣要請を受け、新たに 3 隊を派遣（8/9～8/13）

② 保健師等チーム

- ・ 避難所における住民の健康管理等のため、宇土市に県職員 3 名（保健師 2 名、事務 1 名）を派遣（7/30～順次）
- ・ 鹿児島市が保健師等 4 名を八代市又は氷川町に派遣（8/5～順次）

③ D P A T（災害派遣精神医療チーム）

- ・ 被災者の心のケア等の支援のため、医療機関等と調整の上で、八代市に 3～4 名を派遣（8/1～8/20）。8/20 までに活動終了

④ 災害支援ナース

- ・ 避難所における住民の健康観察等のため、氷川町の 2 避難所に県内医療機関等の看護師 4 名を派遣（8/2～順次）

⑤ D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）

- ・ 被災自治体職員の指揮調整、情報収集等の後方支援のため、熊本県庁に職員 4 名（医師 1 名、保健師 2 名、他職種 1 名）を派遣（8/2～8/19）8/19 までに活動終了

⑥ D W A T（災害派遣福祉チーム）

- ・ 避難所等における災害時要配慮者への福祉活動支援のため、県社会福祉協議会と連携し、八代市に介護・福祉専門職員等 4 名を派遣（8/9～順次）

⑦ ドクターヘリ

熊本県内から本県内へ搬送（3 件）

- ・ 水俣医療センターから鹿児島大学病院
- ・ 熊本労災病院から鹿児島市立病院
- ・ 熊本労災病院から米盛病院

※ 上記のほか、熊本県内での施設間搬送が 1 件あり

(4) 土木関係

① 応急給水・復旧支援（市町村）

- ・ 断水による応急給水活動や水道施設の復旧支援のため、鹿屋市など 11 市から職員 39 名及び給水車 9 台を派遣（7/29～順次）

② 被災建築物の応急危険度判定

- ・ 被災建築物応急危険度判定のため、県や鹿児島市など 4 市の職員、建築関係 4 団体の会員、合計で 6 名～16 名/日を芦北町に派遣（8/1～8/6）8/6 までに活動終了
- ・ また、県や霧島市など 7 市の職員、合計で 8 名～18 名/日を八代市に派遣（8/6～8/9）8/9 までに活動終了

③ 下水道被災状況調査（市町村）

- ・ 下水道の被災状況調査のため、薩摩川内市など 2 市から職員 6 名を派遣（8/1～8/6）8/6 までに活動終了

(5) 災害廃棄物関係

① 公費解体受付業務等（市町村）

- ・ 公費解体受付業務等のため、薩摩川内市（8/18～9/16）と霧島市（8/24～9/11）から職員 1 名ずつを氷川町に派遣

(6) 情報収集・共有

① リエゾン

- ・ 必要な支援に係る情報収集等のため、熊本県庁に職員 2 名を派遣（7/29～順次）

(7) 警察関係

① 警察災害派遣隊等

- ・ 広域緊急援助隊（警備部隊（7/28～7/30）、交通部隊（7/29～8/1、8/17～8/21））、警察航空隊（7/29～7/31）、被災者支援部隊（7/30～8/8）特別警備部隊（8/3～8/12、8/12～8/21）、特別自動車警ら隊（7/29～8/7、8/11～8/20）、特別機動捜査隊（8/17～8/24）
- ・ 現在は、警察災害派遣隊（特別警備部隊、特別自動車警ら隊、被災者支援部隊）を派遣し八代市や宇城市などにおいて各種用務に従事中（7/28～順次）

2 その他の支援

(1) 県取組

① トイレカー・水循環型シャワー等の貸出

- ・ 避難所等における生活環境の確保を図るため、トイレカー（1 台）、水循環型シャワー・手洗い器（各 2 台）を八代市の避難所 3 箇所に設置（8/3～）

② 船舶給水支援

- ・ 被災地への給水支援を実施する国土交通省の船舶に対する川内港岸壁の利用調整、給水施設の情報提供（7/31～8/4）

③ 義援金の募金箱を設置

- ・ 県立都市公園（吉野公園、石橋記念公園、吹上浜海浜公園、大隅広域公園、北薩広域公園）の管理事務所窓口に義援金の募金箱を設置（7/31～）

④ 県営・県職員住宅における被災者受入

- ・ 被災者向けに県営住宅を無償提供（8/7～）
- ・ 被災者向けに県職員公舎を無償提供（8/7～）

⑤ 衛星画像及び AI 解析結果の提供

- ・ 熊本県内の衛星画像の撮影及び AI 解析を実施し、衛星画像及び AI 解析結果を熊本県へ提供（8/7）

(2) 関係機関等の取組

① 義援金の受付開始

- ・ 県庁舎、各地域振興局・支庁、県外事務所等（46 箇所）に日本赤十字社の募金箱を設置（受付期間：7/31～10/30）
- ・ 県内の商工会議所（5 箇所）、商工会（4 箇所）に募金箱を設置（受付期間：8/3～）
- ・ 県共同募金会に募金箱を設置するとともに、県内市町村にも募金箱設置を依頼（受付期間：7/31～10/30）

② 物資支援

- ・ 八代市の特別養護老人ホームに、ペットボトル飲料水（合計約 257 L）を支給（8/1 輸送）（鹿児島県老人福祉施設協議会）

- ・ 八代商工会議所青年部及び山鹿商工会議所青年部に、ペットボトル飲料水（500ml×1,200本）を支給（8/3 輸送）
（鹿児島県商工会議所青年部連合会）
- ・ 熊本県商工会議所青年部連合会に、飲料水（500ml×24本×約70ケース、2L×6本×10ケース）及び簡易トイレを支給
（8/2 輸送）（霧島商工会議所青年部）
- ・ 八代ひかり保育園及び氷川町文化センターに、飲料水、乳児用品、粉ミルク、トイレットペーパー、大人用介護用品、ウェットティッシュ、生理用品、離乳食等を支給（8/7 輸送）
（霧島商工会議所青年部）
- ・ 芦北町商工会・氷川町商工会に、飲料水（500ml×24本×72ケース）、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつを支給
（8/4 輸送）（始良・伊佐、熊毛、北薩地域の商工会）
- ・ 人吉市の子ども食堂ネットワークに生活用水400L、飲料水40Lを支給（7月）（かごしまこども食堂支援センターたくして）
- ・ 熊本県知的障害者福祉協会に、衛生用品、水などを支給
（8/10 輸送）（鹿児島県知的障害者福祉協会）

③ 救護班の派遣（日本赤十字社）

- ・ 医療サービスの提供のため、鹿児島県支部から救護班6名を派遣
（7/31～順次）

④ J M A T（日本医師会災害医療チーム）の派遣（鹿児島県医師会）

- ・ 医療機関等への医療活動支援のため、県医師会及び郡市医師会から10名を派遣（8/1～順次）

⑤ J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣（鹿児島県歯科医師会）

- ・ 医療機関等への歯科医療活動支援のため、県歯科医師会の歯科医師等4～5名を派遣（8/6～8/10）8/10までに活動終了

⑥ J R A T（日本リハビリテーション支援チーム）の派遣

（鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会）

- ・ 避難所等におけるリハビリテーション活動支援等のため、理学療

法士等 3 名を派遣（8/4～順次）

⑦ D I C T（災害時感染制御支援チーム）の派遣

（国立健康危機管理研究機構）

- ・ 避難所における集団感染の発生や拡大を未然に防ぐための感染症対策支援を行うために派遣された災害時感染制御支援チームに、本県から医師 1 名を派遣（8/8～8/12）8/12 までに活動終了

⑧ 災害救助等車両、ボランティア車両に対する高速道路等の無料措置

（NEXCO 西日本、鹿児島県道路公社）

- ・ 高速道路会社等の HP から「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」を取得し、高速道路出口料金所で証明書を提出することで無料措置を適用（7/29～）

⑨ 東九州自動車道へ広域う回した E T C 車の料金調整（NEXCO 西日本）

- ・ 九州自動車道の通行止めに伴い、東九州自動車道に広域う回した E T C 車を対象に、九州自動車道経由の通常時の通行料金よりも割高にならないよう料金調整を実施

（8/7～8/16（23 時 59 分まで））

⑩ 現地災害ボランティアセンターへの職員派遣

（県ボランティアセンター）

- ・ 現地災害ボランティアセンターの運営支援のため、県及び市町村社会福祉協議会から職員 2 名程度を熊本市又は八代市に派遣予定

（8/16～順次）

⑪ 廃棄物処理施設への受入（市町村）

- ・ 災害に伴う生活系ごみを霧島市クリーンセンターで受入（8/31～10 月中旬）